金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年二月二十八日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年一月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号グラントウキョウサウスタワー一七階

株式会社経営共創基盤

代表取締役　冨山　和彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日を効力発生日として、優先資本金の額金四十一億三十四万円を金四十億三千五百三十四万円に減少して、発行済優先出資総口数四百十万三百四十口（第一号優先出資二百九万千百七十三口、第二号優先出資二百万九千百六十七口）を一口に対して金一千円をもって四百三万五千三百四十口（第一号優先出資二百五万八千二十三口、第二号優先出資百九十七万七千三百十七口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金六千五百万円であり、優先出資の消却に要する金額は金六千五百万円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月三十日

掲載頁　一〇八頁（号外第一九〇号）

平成二十六年一月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＪＲＩＣ１

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日を効力発生日として、優先資本金の額金三十二億一千六十六万円を金三十一億一千六十六万円に減少して、発行済優先出資総口数三百二十一万六百六十口（第一号優先出資百六十三万七千四百三十七口、第二号優先出資百五十七万三千二百二十三口）を一口に対して金一千円をもって三百十一万六百六十口（第一号優先出資百五十八万六千四百三十七口、第二号優先出資百五十二万四千二百二十三口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金一億円であり、優先出資の消却に要する金額は金一億円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月三十日

掲載頁　一〇八頁（号外第一九〇号）

平成二十六年一月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＪＲＩＣ２

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一千万円減少し、また優先出資一千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金一千万円とし、効力発生日は平成二十六年二月二十五日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月二十三日

掲載頁　五十八頁（号外第八十七号）

平成二十六年一月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資六億七千百万口を六億六千百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十五日までに当社にご提出ください。

平成二十六年一月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千万円減少し、また優先出資四千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金四千万円とし、効力発生日は平成二十六年二月二十五日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月二十三日

掲載頁　五十七頁（号外第八十七号）

平成二十六年一月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資二十二億九千五百万口を二十二億五千五百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十五日までに当社にご提出ください。

平成二十六年一月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千万円減少し、また優先出資五千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金五千万円とし、効力発生日は平成二十六年二月二十五日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月二十三日

掲載頁　五十二頁（号外第八十七号）

平成二十六年一月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資四十三億九千五百万口を四十三億四千五百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十五日までに当社にご提出ください。

平成二十六年一月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を二十二億五千万円減少することといたしました。効力発生日は平成二十六年二月二十七日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十六年一月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

京都東山ホスピタリティアセット特定目的会社　代表取締役　タン・テン・ヤン

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資四万五千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十七日までに当社にご提出ください。

平成二十六年一月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

京都東山ホスピタリティアセット特定目的会社　代表取締役　タン・テン・ヤン

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十四日付第一五号九十五年十一月二十二日付参ージ

六ページ●同日付政府調達第一四号一五二ページ●二会第九号（その一）一六ページ●同（その二）八八ペ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）